資料1

議題１　農業用水管修繕時の対応について（半田市提出）

市名	回答			
	（１）修繕費 補助の有無	【有の場合】 補助内容	（２）その他 対応の有無	【有の場合】 対応内容
名古屋市	無		無	
豊橋市	有	豊橋市土地改良事業等補助金交付要綱 ○事業区分：単県土地改良事業　かんがい排水事業 内容　　：国県等補助対象事業費の10%以内 ○事業区分：総合利水関連施設整備事業 内容　　：国県等補助対象事業費の10%以内	有	多面的機能支払い交付金 補助率：国50%、県25%、市25%
岡崎市	無		有	地元からの修繕要望を受け、本市の農業用施設修繕採択基準及び土地改良事業採択要綱に基づき、地元からの寄付金（０％～１５％）をいただき、市が修繕対応を実施している。 または、多面的機能支払交付金の活用。
一宮市	有	「一宮市土地改良団体事業費補助金交付要綱」に基づき、農業生産の基盤整備、農地の集団化及び農村の環境改善により、農家の所得の増大、地位の向上を図るため、土地改良団体の行う事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付する。 ・補助対象団体：土地改良区、・補助率：国・県認証工事対象事業費の15%以内 ・補助内容：土地改良施設の機能保持等に資するため、土地改良区が行う施設の整備、補修、維持管理事業で受益面積が概ね5ha以上で事業費が30万円以上のもの。	無	
瀬戸市	無		無	
半田市	無		無	現状としては、本議題の要旨のとおりです。
春日井市	有	土地改良区、農業実行組合、又は、市長の適当と認める団体に橋梁並びにかんがい排水施設の新設、改良、復旧について、予算の範囲内において総事業費に対し、100分の95以内により補助金を交付しています。	無	
豊川市	有	農業用水管の所管は主に豊川市土地改良区である。その豊川市土地改良区が行う維持管理費（修繕費・工事等費）、単独土地改良事業費（県費）、団体営事業費（国費）に対して豊川市農林業振興対策事業補助金で補助をしている。詳細は要綱参照。	有	豊川市土地改良区で修繕個所は意思決定されるため、活動組織で修繕等の意思決定ができる多面的機能補助金活動組織のエリア内であれば、その活動組織に話をすることや、エリア外であれば多面的機能補助金の活動組織の立ち上げを打診している。
津島市	有	本市では、土地改良区が農水管の管理を行っている土地改良区が県の補助を受け工事を実施する場合には補助を行っている。	有	実施していない。
碧南市	有	碧南市土地改良区の実施する「用水路管維持補修事業」について、経費に１００分の６０を乗じて得た額を限度とし、市の予算の範囲内において補助できることになっています。（碧南市土地改良事業補助金交付規程より）	有	修繕補助については、（１）のとおりですが、小規模な修繕については、多面的活動の資源向上支払交付金にて対応していただいております。
刈谷市	有	本市では、農業生産性の向上、農村生活環境改善及び農地等保全・管理のための整備に係る土地改良事業に要する経費に対して、土地改良区等に交付する「農業土木事業補助金」があります。 事業毎に補助率を定めていますが、維持修繕事業に対しては60%補助と定め、更に道路下の用水管の漏水に対しては90%補助と定め、交付しています。	無	
豊田市	有	・豊田市土地改良事業補助金等交付要綱 かんがい排水事業 単県　一般地区　事業費の２５、中山間地区　事業費の３５ 単市　一般地区　事業費の７０、中山間地区　事業費の８０	有	・明治用水　パイプライン協議会　負担金 ・土地改良事業分担金徴収事務取扱要領 かんがい排水事業 単県　一般地区　事業費の２５、中山間地区　事業費の３５ 単市　一般地区　事業費の７０、中山間地区　事業費の８０

議題１　農業用水管修繕時の対応について（半田市提出）

市名	回答			
	（１）修繕費補助の有無	【有の場合】補助内容	（２）その他対応の有無	【有の場合】対応内容
安　城　市	有	市から農業用水管を所有する土地改良区へ補助しています。 補助率は、農業用水管：市90%、機械揚水施設：市95%	有	明治用水の受益区域は、受益関係市が協議会（事務局：明治用水土地改良区）を設立して、農業用水管が破損した場合、事務局で修繕を行ったものに対して負担金を支払っています。
西　尾　市	有	西尾市では、農業用水管は各改良区が管理している。 突発事故で単独県費補助事業の場合、市が事業費の２０％を補助。 通常の補修で単独県費補助事業の場合、市が事業費の１０％を補助。 市単独補助事業の場合、市が事業費の３０％を補助。	無	
蒲　郡　市	有	蒲郡市土地改良区が行う豊川用水施設維持管理事業に対し、補助対象経費５０％の範囲内で補助する。	無	
犬　山　市	無		有	本市において、土地改良区が解散した地区の農業用水管等は市予算で修繕を実施している。
常　滑　市	無		有	農業用水等の農業用施設の維持管理を推進するため、市土地改良区への運営費補助を継続して実施している。運営費補助は、おもに人件費補助で、用水管修繕は、市土地改良区が経常賦課金等の自己財源で行っております。しかし、市土地改良区の事業区域外では、地元管理となっており、財源もなく、安易に修繕が行われない状況です。
江　南　市	有	江南市土地改良区及び昭和用排水土地改良区、丹羽用水土地改良区の土地改良区は、江南市内の農地に最終的な用水の供給を行っていますが、江南市土地改良区は、畑地と水田の用水を供給しており、昭和用排水土地改良区と丹羽用水土地改良区は、水田への用水供給を行っている土地改良区です。 江南市土地改良区は、江南市内のほとんどの畑地が受益地であることもあり、江南市は、江南市土地改良区が維持管理費で支出した金額の6割～7割程度の額、3,000万円を毎年補助しています。 昭和用排水土地改良区への補助については、農業用水管修繕の他、浚渫や草刈りなど農業水利施設の維持管理に支出した過去５年間の平均費用に対して、関係市町における受益割合に応じた額を補助しています。 丹羽用水土地改良区については、修繕費補助は、まだ行っていないが、農業水利施設の維持管理費について、丹羽用水土地改良区の財政状況がきびしいことから、現在、関係市町と昭和用排水土地改良区と同様の補助体制の構築に向けて調整をしています。	有	受益面積の多い江南市職員が、３つの土地改良区の業務の委嘱を受け、事務局の業務を行っている。
小　牧　市	無		無	
稲　沢　市	無		無	
新　城　市	無		有	修繕対応に際し、市に対して原材料支給を要望された場合は可能な範囲で対応しております。
東　海　市	無		有	愛知用水を円滑に農業用水として運用することや、農業用水管等の適切な維持管理に努めることを目的に、「愛知用水東海市管理区協議会」が設立されており、農業用水管の漏水等による修繕が生じた場合は、市と協議会が５０％の負担割合で対応しております。　（令和２年度実績８件：修繕費４，２６８，０００円）
大　府　市	有	農業用水の受益者で構成する地元団体が修繕した経費に対して補助金を交付している。 補助率：10/10、予算：7,000千円/年	有	計画的に実施する面的な整備等は、市で工事を実施している。また、大規模な漏水などの緊急対応が必要な案件で、修繕補助金が不足する場合は市費で工事を実施している。
知　多　市	有	・知多市農政事業補助金（愛知用水派線整備事業補助金） 愛知用水管理区、知多市土地改良区等に対して、地元所有かつ地元管理の用水施設について、修繕及び整備に要する経費の2/3以内で補助を行っています。	有	技術的、金銭的に地元での対応が困難な工事等については、地区要望事業として市で工事施工し、要した費用のうち、県補助金等を除いた費用の40%を地元負担金としています。

議題１　農業用水管修繕時の対応について（半田市提出）

市名	回答			
	（１）修繕費 補助の有無	【有の場合】 補助内容	（２）その他 対応の有無	【有の場合】 対応内容
知　立　市	無		有	市街地等の農業用水路施設は地元受益者の管理となりますが、調整区域および市街化区域の一部の明治用水パイプライン区間に関しましては、『明治用水パイプライン協議会』の修繕実施要綱に基づき、協議会事務局が農水管修繕を実施した際に、市道舗装復旧負担金を支払う場合があります。
尾張旭市	無		無	
高　浜　市	無		有	用水管の修繕等は、市及び土地改良区にて行っています。
岩　倉　市	無		有	農業用水管については、市で維持管理を行っています。
豊　明　市	有	市内１組合のみ、民地内に組合施設が存在する組合がある。組合施設の修繕は組合にて対応している。組合運営費補助金として、電気代、使用料、補修費の20%以内（上限１０万円）にて補助している。	有	市移管分は、市費にて修繕。 愛知用水管理分については、愛知用水にて修繕。 民地内であれば、受益者にて修繕。
日　進　市	無		有	本市における農業用水施設の修繕については、破損・改修等の原因者が明確な場合を除き主に市で対応しています。
田　原　市	有	田原市土地改良区が修繕を行っており、田原市土地改良事業等補助金交付要綱に基づき、国・県補助事業の場合は、事業費から国・県補助金及び受益者負担金(事業費の１５％(石綿管除去に関する事業については2%)) を差し引いた額。 単独事業の場合は、事業費から受益者負担金（事業費の１５％(石綿管除去に関する事業については2%)）を差し引いた額。	無	
愛　西　市	有	県の補助金の単独土地改良事業として、県60%、地元40%のうち37%を市が負担することにより補助を行っている。それ以外の補助が受けられない少額で予算の範囲内において、緊急時には単独事業費として市が97%、地元3%負担で補助を行っている。	無	
清　須　市	無		有	本市で管理している農業用水管については、道路管理者である土木課が管の破損状況を確認し、修繕が必要な場合は市の負担にて修繕を行っております。
北名古屋市	無		有	用水管の維持・管理はすべて市および土地改良区で行っている。
弥　富　市	有	本市としましては、単県事業を基本としており、「弥富市土地改良事業等補助金交付要綱」を定め、事業区分ごとに補助率を決定しております。 これにより、市内３つの各土地改良区に対し、補助をしております。	無	
みよし市	無		有	みよし土地改良区管理の農業用水が破損した場合、修繕費の3割を地元が、7割をみよし土地改良区が負担して修繕を行う。
あ　ま　市	無		有	宮田用水土地改良区の農業用水管修繕時に、市が受益者負担金を支払っている。
長久手市	有	「長久手市土地改良事業に対する補助金」 ・愛知県土地改良事業等による県の補助対象事業は工事費の１０分の１以内 ・土地改良区単独事業は事業費の１０分の１以内 「長久手市農業用施設管理団体補助金」 ・当該年度の予算の範囲内	有	地元所有の管は市内に無いため、愛知用水の施設であれば愛知用水に連絡、市の施設であれば市が修繕します。